

責任能力のない精神障害者の近親者の責任について  
**Liability of Close Relatives for a Mentally Disabled Person without Capacity  
to Assume Liability**

鈴木 美弥子  
**SUZUKI Miyako**

東京外国語大学大学院総合国際学研究院  
Institute of Global Studies, Tokyo University of Foreign Studies

- 1 はじめに
- 2 民法 714 条に関する従来の見解
  - 2.1 起草者の見解
  - 2.2 学説
    - 2.2.1 法定監督義務者と代理監督者
    - 2.2.2 事実上の監督者
- 3 従来 of 裁判例
  - 3.1 最高裁昭和 58 年判決以前
  - 3.2 最高裁昭和 58 年判決
  - 3.3 精神保健福祉法平成 11 年改正以前
  - 3.4 精神保健福祉法平成 11 年改正以降
- 4 JR 東海事件
  - 4.1 地裁判決
  - 4.2 高裁判決
  - 4.3 地裁判決・高裁判決の検討
  - 4.4 最高裁判決
  - 4.5 最高裁判決の検討
- 5 精神障害者の近親者の責任枠組みと今後の課題



## 【要旨】

精神障害者が責任無能力により責任を負わない場合（民法 713 条）、その法定監督義務者が損害賠償責任を負う（民法 714 条 1 項）。しかし、平成 11 年の民法及び精神保健福祉法の改正により、精神障害者について法定監督義務者を欠くこととなった。このような状況の下、認知症高齢者による損害事件である JR 東海事件判決や、精神障害者による過去の事件の裁判例をとりあげ分析し、責任能力のない精神障害者の近親者の責任に関する枠組みを示す。

In cases where a mentally disabled person is not liable due to the lack of capacity to assume liability (Civil Code § 713), a person obligated to supervise him shall be liable to compensate for damages that he has inflicted on a third party (Civil Code § 714 (1)), but because of the revision of Civil Code and Act for the Mental Health and Welfare of the Person with Mental Disorders in 1999, none falls under category of “a person obligated to supervise a mentally disabled person without capacity to assume liability.” Therefore this article analyzes the decisions on JR Tokai Incident in which a demented old man has inflicted damages and precedents on incidents by a mentally disabled person without capacity to assume liability and presents a new framework of liability of close relatives for him.

キーワード：精神障害者の法定監督義務者、法定監督義務者に準ずる者、JR 東海事件

Keywords: Person Obligated to Supervise a Mentally Disabled Person without Capacity to Assume Liability, Person equivalent to Person Obligated to Supervise a Mentally Disabled Person without Capacity to Assume Liability, JR Tokai Incident

### 1 はじめに

民法 714 条は、責任無能力者について法定の監督義務を負う者（同条 1 項）、及び、この者に代わって監督義務を負う者は（同条 2 項）、その監督義務を怠らなかつたこと、または、その義務を怠らなくとも損害が発生したことを証明しない限り、責任を負うとする。責任無能力者とし

て、未成年者である場合(民法712条)、そして、精神上の障害によるもの(民法713条)が規定されている。

本稿では、認知症高齢者が徘徊の後、線路に立ち入り、電車に衝突したことによる損害賠償が、JRから、その家族に対して請求されたJR東海事件を軸に、責任能力のない精神障害者の近親者の責任について検討したい。

上記事件は、高齢者の介護が問題となっているなか、第一審では、死亡した加害者の長男及び配偶者に対する責任を、控訴審判決でも、減額したものの配偶者に対し賠償を認めたことから、当初から数多くのマスコミがとりあげ、世間の注目を集めた。

責任無能力者の法定監督義務者として、未成年者ケースでは、親権者、未成年後見人等が該当することに異論がないのに対し、精神障害による責任無能力者については、法定監督義務者として、従来挙げられてきた保護者、後見人については、その選任手続きがとられず、実際の事件では、このような者がそもそも存在しなかったケースが多く、さらに、平成11年の法改正により、成年後見人や保護者を法定監督義務者として認めることが困難となった。このような状況の下、民法713条により精神障害者が免責される場合に、精神障害者に関与する者が、いかに責任を負うかについて、最高裁の判断が注目された。

本稿では、責任能力のない精神障害者についての過去の裁判例・学説も追いつつ、従来監督に関与するとされてきた近親者の責任枠組みについて、私見を提示したいと思う。

## 2 民法714条に関する従来の見解

### 2.1 起草者の見解

民法714条は、旧民法371条および372条を修正したものである。法典調査会の穂積陳重委員の説明をみていくと、本条は、「他人(「自己威権ノ下ニ在ル者」)の所為又は懈怠により責任を負う」という旧民法371条に示された原則はとらず、過失主義に基づき、自らの監督義務の怠りがある時に責任を負うものとする。そして、旧民法372条は、「威権ノ下ニ在ル者」と、その責任者を列記したのに対し、本条は、例えば父

権を行う尊属親、後見人、精神障害者の看守者といった監督者の義務は、親族編の規定または他の特別法から生じ、法定監督義務者は、これらの法規から責任を負うことから、「法定ノ義務アル者」と概括的に規定したとする。<sup>1</sup> その一方で、第1項の法定監督義務者の該当者についてなされた長谷川喬委員の質問に対する回答として、後見人、看守者等に当然に法定義務者の責任を負わせることは不都合であるとの発言も見られる。<sup>2</sup>

## 2.2 学説

### 2.2.1 法定監督義務者と代理監督者

民法714条1項の法定監督義務者として、未成年者については、親権者（民法820条）、親権代行者（民法833、867条）、未成年後見人（民法857条）、児童福祉施設の長（児童福祉法47条）が挙げられる。<sup>3</sup>

以前は、禁治産者の法定監督義務者として、後見人（民法858条）が、精神障害者については、精神保健福祉法の保護者（精神保健法平成5年改正以前は保護義務者）が当たるとされてきた。<sup>4</sup> しかし、平成11年に、前者に関して、成年後見制度の導入に伴い、後見人の禁治産者に対する療養看護義務が、成年後見人の成年被後見人に対する身上配慮義務に改められ、後者についても、精神保健福祉法の保護者の自傷他害防止義務が廃止されたことから、成年後見人、保護者について（保護者制度自体、平成25年改正で廃止）、その職にあることから直ちに法定監督義務者に当たるとはいえないと解することが一般的となった。<sup>5</sup>

民法714条2項は、法定監督義務者に代わって、契約に基づき、責任無能力者を監督する者（代理監督者）も、法定監督義務者と同様の責任を負うとする。代理監督者には、個人に託され、その監督を引き受けた者も該当しうるが、施設や事業体に託された場合は、代理監督者に、幼稚園・小学校の教員、精神病院の医師、少年院の職員等、現に監督を行った個人か、施設・事業体又はその長がなるか問題となる。これに関し、学説では、施設・事業主体とする見解が有力である。<sup>6</sup>

### 2.2.2 事実上の監督者

法定監督義務者との契約に基づき監督義務を負う者以外に、事実上監督をなす者が監督義務を負うとの主張が古くからからがなされていた。我妻説によれば、一家の家長（世帯主）が、民法上の戸主と一致せず、

あるいは、親権者、後見人が、家族共同体で、責任無能力者を監督し、その責任を負うことに適任でない場合は、事実上の家長（世帯主）が、民法714条2項の責任者となつていた。<sup>7</sup>また、加藤説では、孤児を引き取って事実上世話をしている者のように、法律上ないし契約で監督義務を負う者と社会的に同視しうるような監督義務が考えられる者にも、監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者として、同条2項の適用を認める。それと併せて、たまたま後見人選任の手続きを怠つていたために責任を免れることになっては不適切であるとし、これは後の裁判例で言及されている。<sup>8</sup>さらに、四宮説は、代理監督者となる根拠として、契約のほか、事務管理も挙げており、その例として、孤児を引き取って世話する場合を挙げている。さらに、法定監督義務者、代理監督者のほかに、条理に基づき監督義務者としての責任があることを認め、それに該当する者として、未成年者に対する世帯主（同居する母の夫）が存在し、後出の昭和58年最高裁判決をもとに、精神障害者に対する近親者については、事実上監督しており、現に監督可能な条件下にあったような場合に限って、監督義務者に準ずる取扱いが可能であるとす。さらに、両ケースについて、民法714条の適用が否定される場合には、民法709条の適用が考えられると指摘した。<sup>9</sup>

### 3 従来の裁判例

精神障害者による事件で監督者責任が問題となった従来の裁判例は、成人の統合失調症の罹患者、あるいは、知的障害者による事件に関するものである。判断枠組みの変化を見るため、最高裁判決を含め、判決が出された順に検討していきたい。

#### 3.1 最高裁昭和58年判決以前

##### ① 高知地裁昭和47年10月13日判決<sup>10</sup>

統合失調症の発作により、心神喪失状況にあったAが、Xを殺害したことについて、Aの父親であるYに対し、Xの妻が損害賠償請求をなした。

Aは、統合失調症により3回入退院を繰り返し、事件当時も通院加療中であり、就職もなしえず、父親であるYが扶養していたことから、Y

は、監督すべき法定の義務者と同一視すべき地位にあったとされた。

Yの監督義務に関する免責の主張については、Aが2回目の退院後、他人を殴ったことがあり、社会的寛解状態で退院し、凶暴な行為に出るおそれがあることは、病気の性質、従来の発病の経過から容易に予測可能であり、当日も前兆である不眠を訴えて、外出し、帰宅しなかったことから、警察に連絡するだけでなく、積極的に、捜索を警察に依頼し、自らもすべきであったとし、その責任が肯定された。

② 福岡地裁昭和57年3月12日判決<sup>11</sup>

統合失調症による2回の入退院後、完治しないまま通院加療を打ち切ったAが、心神喪失状態でXを殺害したことについて、Xの両親から、Aの父親であるYに対して損害賠償請求がなされた。

精神衛生法20条2項4号の選任手続きにより保護義務者となった者は、民法714条1項の法定監督義務者に該当するとしたうえ、責任無能力者を事実上世話している者が、選任手続きをとっていないことから法定監督義務者に該当せず、民法714条の適用が排除され、民法709条が問題とされるのに対し、誠実に責任手続きとった者が、これを不当に怠った者より、過失および因果関係の立証について、民法714条が適用され、重い立証責任が課されるという不公平が生ずることから、選任手続きがとられたならば、保護義務者として選任されるであろう事実上の監督者は、民法714条2項の代理監督者として、法定監督義務者と同一の責任を負い、Yは、これに該当するとした。

免責の立証に関しては、YはAと同居しているが、Aの再退院時に、統合失調症の再発を指摘されるとともに、服薬管理の指示を受けており、事件6日前に、Aの症状が相当悪化して常軌を逸した行動（下着1枚で奇声を発しながら塀を上を歩く）を示すようになった時点で、Yは、Aを入院させるか、精神衛生法23条所定の保護申請の手続きを履践して町の適切な保護措置の発動を求めさえすれば、本件事故を未然に防止しえたものであり、そのような措置をとることは、十分に可能かつ期待できたものであるとした（YはAの上記の行為を現認しながら、ゲートボールに興じていた）。

①判決については、Aの入退院歴と現在通院加療中であること、そして、現在は無職で父親が扶養していることから、②判決では、事実上世

話をしている、手続きをとれば精神衛生法の保護義務者となりうる者に責任追及がなされる場合に、保護義務者との適用条文の差異による不公平を回避すべきことを理由として、法定監督義務者に準ずる者、あるいは代理監督者として責任を負うことが述べられている。①判決、②判決とも、保護義務者に準ずる者について、さらに危険の認識等の事情を加味して、法定監督義務者に準ずる者に当たるか判断する後出の④判決と異なり、親が事実上世話をしている点に重きを置き、まず、上記のような監督者と認め、そのうえで、監督者の予見可能性については、監督義務に関する免責において判断している。予見可能性の対象は、当該加害行為そのものである必要ではなく、これに関し、①判決では、「凶暴な行為に出こと」は、退院後、他人を殴ったことがあり、病気の性質、経過から容易に予見可能であり、当日も前兆である不眠を訴えていたとし、②判決では、事件4日前に常軌を逸した行動を現認していたことを挙げ、肯定している。

### 3.2 最高裁昭和58年判決

#### ③ 最高裁判所昭和58年2月24日第一小法廷判決<sup>12</sup>

心神喪失の状況にあったAが、路上で、突然、Xに襲いかかり、重傷を負わせたことについて、Aの両親であるYらに対し、Xがその賠償を求めた。

Aは、Yら及び弟と同居し、事件半年前ごろまでフォークリフトの運転手をしていて、特異の行動をとることはなかった。事件の四ヶ月前頃から、人の後をつけたり、火をつけてやる、殺してやると大声でわめく等、付近住民に不安感を与えるような行動をAは取りだしたが、事件が発生するまでは、他人に暴行を加えたことはなく、その行動に差し迫った危険は認められなかった。Aは、事件現場で逮捕後、精神障害者として入院措置を受け、事件当時、心神喪失の状況にあった旨の診断を受けた。

Yら（父親は当時76歳で、視力損失による一級の身体障害者、母親は65歳で日雇い労働者）は、Aが成人してから、Aを監督していたことはなかったが、Aから乱暴を受けたことにより、事件の直前に娘らと共に警察や保健所にAの処置について相談に行っており、両親が精神衛生法上の保護義務者の選任をことさら免れようとしていたとはいえない

い。これらの認定事実によれば、Yらについて、民法714条の法定監督義務者又はこれに準ずべき者として同条所定の責任を問うことはできないとした。

③判決では、結果として、Yらの責任を否定している。そのためか、Yらが保護義務者の選任をことさら回避したとはいえないこと、事件が発生するまでは、他人に暴行を加えたことはなく、Aの行動に差し迫った危険は認められなかったこと、Yらは監督能力が乏しく、成人後は監督の事実はないことを、責任否定の理由として並立的に挙げており、親が成人の精神障害者を事実上監督して場合には、まずは法定監督義務者に準ずる者等に当たるとしたうえで、その監督義務の免責が検討されるという①・②判決の判断枠組みが維持されているか不明確となり、これ以降は、それから乖離することが決定的となる。

### 3.3 精神保健福祉法平成11年改正以前

#### ④ 東京地裁昭和61年9月10日判決<sup>13</sup>

統合失調症に罹患したAが、アパートの隣室の居住者であるXを、包丁で刺殺した事件について、Xの両親が、Aの両親であるY1、Y2に対して損害賠償の請求をなした。

Y1が所有する貸アパートの1階にYらが、その2階にAが居住していた。Aは、勤務先を退職直後から、妄覚現象が起り始め、事件は、その1年7ヶ月後に発生した。

精神衛生法22条は、保護義務者に対し、精神障害者に治療を受けさせるとともに、精神障害者が自傷他害行為をしないように監督する等の義務を課すが、これらの義務は、医師により精神障害者であるとの診断以前には発生しない。本件では、事件以前に、これらの診断はなされおらず、両親は保護義務者として、法定監督義務者には該当しない。さらに、保護義務者（法定監督義務者）に準ずる者として、民法714条2項の責任を負うかについては、少なくとも両名が、Aが統合失調症に罹患していることを知りながら、入院させる等の適切な措置をとらず放置したという事情、あるいは、罹患の事実およびAの行動により、本件犯行をなすような差し迫った危険があることをきわめて容易に認識したという事情が存することが必要であるとする。

Yらに、Aの日常生活から同人が統合失調症に罹患していると認識す

べき事情は認められず、仮に文化包丁を発見しても、そこから、Aの行動の危険性を予見すべきであったとはいえないことから、YらがAの行動に差し迫った危険性があると認識すべきであったとはいえないとした。

⑤ 仙台地裁平成10年11月30日判決<sup>14</sup>

Aは、平成8年7月に、Aがかつて勤務していたB社の代表取締役のXを刺殺した。これにより、Aの父であるYに対して、Xの妻子が損害賠償を請求した。

被告である父Yは、平成6年8月に精神保健法20条の保護者に選任されていた。

Yは、精神保健法20条の保護者の監督義務は、精神障害者の医療・保護のため、精神障害者が自傷他害行為に及ばないように監督する公法上の義務にとどまり、保護者は民法714条の監督責任を負わないと主張した。

判決では、精神保健法20条の保護者は、民法714条の監督義務者に該当するとし、その理由として、精神保健法22条が、保護者の義務として、自傷他害の防止のために必要な監督をなすべき義務を定め、同法33条により、医療保護入院の同意権が与えられ、同法23条の診察を申請することにより、自傷他害のおそれのあるときに措置入院を促すことができ、一定の範囲で精神障害者の自傷他害を防止するための実質的手段が与えられていると述べる。そして、精神障害者の監督には、十分な意思疎通が困難で、訓戒や説諭によって行動を統制することができない等の困難が伴い、また、本人が精神障害者となったことについて家族に責任はなく、民法714条但書の免責事由の判断において、保護者と精神障害者の実際の関係や、保護者が実際にどの程度の監督が可能であったか等を考慮することで、個別具体的な事案における結果の妥当性を図ることが可能であるとする。

本件では、Aが、退職後の平成5年11月に、突然B社を訪れ、Xを殴打して以降、度々、Xへの嫌がらせが行われ、その度に、Aの家族に連絡と抗議がなされていた。平成6年8月に、Aは統合失調症とされ、甲病院に保護入院をしたが、同年10月には回復し、外来通院と服薬、家族の交流を保つことを条件に退院したが、退院後2ヶ月でこれらは行

われなくなり、Aの家族は、平成7年6月にYの五男（Yの履行補助者）が甲病院へ相談に行ったのみであった。この平成7年6月の時点で、Yらは、Aが6ヶ月近く投薬等の治療を受けていないことを知悉していたことが窺われ、その後もさらに、被害妄想が悪化し、平成7年12月か、遅くとも平成8年3月中旬の時点においては、Yには、Aの治療や再入院について、関係機関と相談・折衝し、具体的に検討すべき義務が生じていたところ、Aが既に一度亡Xを殴打し、医療保護入院をしていた等前記認定の事情があることから、Yらが関係機関に相談さえしていれば、適切な対応を得られた可能性が大きいので、Yらが関係機関に対し、何らの相談すらしなかったことに正当事由があるとは言えないとし、Yが監督義務を果たしたとは到底認め難いとした。

④判決は、②判決と同様、保護義務者が法定監督義務者であることを認め、そのうえで、精神障害者の診断を受ける前は、保護義務者は存在しえないと述べる。しかしなにより、これ以前の判決と異なるのは、法定監督義務者に準ずる者（民法714条2項の問題とする）に該当するかについての判断で、Yの予見可能性が問われている点であり、このような判断枠組みは、その後の判決（⑥判決以降）に引き継がれている。そうすると、被害者が、予見可能性、義務違反等に関し立証することになり、民法714条を適用し、監督義務違反に関して、証明責任を転換した意味が失われるといえる。<sup>15</sup>

⑤判決は、他の判決と異なり、被告がすでに保護者に（精神保健法平成5年改正により保護義務者から改められた）選任されている。そして、②・④判決でも、精神衛生法の保護義務者が、民法714条の法定監督義務者となることを前提としていた。これに関し、旧精神病患者監護法の監護義務者による私宅監置や、昭和40年の改正まで存在していた精神衛生法による精神病院以外の場所での保護拘束が認められていた時代であればともかく、保護義務者には、自傷他害防止義務を実効化する権限がなく、監督義務者と解することに消極的な見解も存在していたが、<sup>16</sup>本判決は、精神保健法の保護者には、同法の自傷他害防止義務を根拠とし、「一定の範囲で」としつつも、それを防止するための実質的手段が用意されているとした。そして、本来、民法714条は、法定監督義務者が存在している場合には、監督義務者の行為の危険の予見については、但書

の免責事由での監督可能性との関係で判断されるといえる。

#### 3.4 精神保健福祉法平成11年改正以降

##### ⑥ 長崎地裁佐世保支部平成18年3月29日判決<sup>17</sup>

統合失調症に罹患していたAがXを殺害した事件について、Xの夫、Xの父母が、Aの父Yに対し、損害賠償を請求した。

本件控訴審判決も、原審である本判決を正当とし、控訴を棄却した。

民法714条における監督義務の根拠は、家族を統率する立場にある監督者が、家族の構成員である精神障害者等の弱者を保護監督し、その行為に責任を持つことに求められるが、他方で、今日の家族関係の下での統率者の権限は、かつての家長制度の下で法定されていた権限とは異なり、限定された事実上のものに過ぎない上、平成11年の精神保健福祉法の改正により、同法の「保護者」の義務が過重なものになるのを避けるべく、その一般的義務から自傷他害防止義務が削除された趣旨なども考慮すれば、上記監督義務者又は代理監督者に準じて法的責任を問うためには、(i) 監督者とされる者が精神障害者との関係で家族の統率者たるべき立場及び統柄であることのほか、(ii) 監督者とされる者が現実に行使し得る権威と勢力を持ち、保護監督を行える可能性があること、(iii) 精神障害者の病状が他人に害を与える危険性があるため、保護監督する具体的必要性があり、かつ、その必要性を認識し得たことが必要であるとする。

(i)、(ii) については、Yらは、両親として、単身独居し、異常行動により警察に保護されたAを引き取ったことで、Aの行動を監督すべき事実上の立場に立ったといえ、現実にAの行動を制御しうる者は、Yら以外にはいない状況になったことから、(i) Yらは、Aの統率者たる地位にあり、(ii) Aの保護監督について、現実に行使し得る権威と勢力もっていたとした。

(iii) に関しては、民法714条が定める監督責任は、被監督者が他害行為を行うことを一般的に防止することを求めることであるから、監督者には具体的な加害行為それ自体（本件でいえば殺人行為）についての過失を必要とせず、被監督者への監督を怠った過失をもって足りるものと解すべきであり、(iii) における「他人に害を与える危険性」についても、具体的な他害行為についてまでもものは必要ではなく、何らかの他

害行為に及ぶことについての予見可能性があれば足りるとする。そして、A が他室のドアを叩くなどの異常行動をとり、警察官に殴りかかろうとして保護され、A が住んでいたマンションの自室はガラスが割れて、ひどく荒れた状態であったこと、A を引き取り自宅に連れ帰った後も正常な様子でないことを、Y らは認識しており、Y らは、A の異常行動が他者に向けられる可能性があり、その際には、他者に何らかの危害を及ぼす可能性があることを予見していたか、十分予見することができたといえる。以上から、Y らは、民法 714 条の法定監督義務者又は代理監督者に準じる地位にあるものとして監督義務を負うとした。

監督義務の懈怠に関しては、Y らは、A を連れ帰って 4 日後に事件が起き、その間に、親族の葬儀等あり、措置をとれなかったと主張したが、A が、他者に何らかの危害を加える危険性があることを十分認識し得るのであるから、A の受診や監視を後回しにすることは許されなかったとして、監督義務の懈怠がなかったとはいえないとした。

⑦ 名古屋地裁平成 23 年 2 月 28 日判決<sup>18</sup>

重度の知的障害を伴う自閉症である A により、床に突き飛ばされるなどの暴行を受け傷害を負った X の損害について、A と同居する父母である Y らに対して賠償請求がなされた（X が事故から 3 年後に死亡したため、その相続人が原告となった）。

A は、成年後見に付されておらず、家庭裁判所の保護者選任手続きも行われていなかった。

Y らは、A と同居し、面倒を見ていたが、このように事実上の監督者であったといったことのみで、直ちに民法 714 条の重い責任を負うとするのは妥当ではなく、A の状況が他人に害を与える危険性があること等、A を保護監督すべき具体的必要性があった場合に限り、Y らは責任無能力者の監督義務者に準じて、民法 714 条の責任を負うものと解するのが相当であるとした。

そして、A は、無関係な第三者に対して粗暴な言動をとったことはなく、本件事は、背後から被害者に手をかけられ、反射的に突いたものであり、粗暴な言動の現れとはいえないことから、A は、他人に害を与える危険性があったとはいえない。A が外出時に普段と異なる状況に遭遇することはありえるが、その場合に、A が第三者に危害を加える可能

性があることを予想することは困難である。そうすると、被告らが、Aの外出の際に付き添い等をして、保護監督する具体的必要性は認められず、監督義務者に準じて民法714条1項または2項により損害賠償の請求をすることはできないとした。

⑧ 名古屋地裁平成27年4月8日判決<sup>19</sup>

知的障害者施設に勤務するXが、通所していた知的障害者であるAの排泄介助を行おうとした際、急に不穏となったAから暴行をうけ負傷したことについて、Aの両親であるY1、Y2に対して損害賠償を請求した。

精神障害者、特に、その者が成人の場合、家族がその行動を監督し、行動の統制等をするのは事実上、相当な困難を伴うものであり、監督義務者にかかる心身の負担は大きく、現に、精神保健福祉法の平成11年の改正においても、保護者の精神障害者に対する自傷他害防止監督義務にかかる規定が廃止されている。そして、民法714条1項、2項の責任は、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときに限り免責されるという実質的には無過失責任に近いものであるから、精神障害者について、法定監督義務者に準ずる者（事実上の監督者）に当たるとされるのは、精神障害者が他人に暴行を加えるなどその行動に差し迫った危険があるのに、その家族の統率者たる地位にある者が、当該危険発生回避のために、最低限度の対応もしなかった場合などの特段の事情のある場合に限られると解すべきである。

重度知的障害者であるAには、突発的に他人に暴力を加えるなどの不規則行為を行う危険があったということはできるが、それは常時暴力的というのではなく、機嫌が良いと思っても突然不穏となるというものであるから、これをもって上記危険が切迫していたとまでいえるかは疑問である。また、Yらは、専門施設である本件施設に入所させ、通院も継続して、Aの介助等を継続してきたものであること、本件事故が、上記のとおりの本件施設で介助を受けている最中に突発的に発生したもので、Aを職員に引き渡したYらにおいて、これを監督することは、事実上不可能であったこと（Aの引き渡しを受けた後は、本件施設が、職員に対する安全配慮義務の履行として、職員の安全が図られるような

措置を施すべきである)を併せ考慮すると、家族の統率者たる Y1 のみならず、それに準ずるといえる Y2 においても、A の監督等につき、できる限りの対応を行っていたといえることができるから、上記特段の事情を認めることはできない。

したがって、本件事故については、Y らに対し、精神障害者の法定監督義務者に準ずる者(事実上の監督者)として、民法 714 条所定の責任を問うことはできないとした。

そして、民法 709 条の責任について、A は、本件施設に入所以前から、機嫌がよいと思ったら突然怒り出して暴力を振るうなど行動を予測しがたい面があり、本件施設に入所後も、多数回にわたって暴力行為や不規則行為を行っていたのであるから、Y らにおいて、A が本件事故を発生させることを予見することは可能であったといえるべきである。しかし、これを前提に、Y らが主張する注意義務が、暴力行為や不規則行為の防止と無関係であることから、責任を否定した。

⑥からの判決は、平成 11 年に精神保健福祉法の保護者の自傷他害防止義務が削除された後の事件のものである。これ以前は、このような義務が明定され、また、これを支える実質的権限もある程度用意され、法定監督義務者に該当することについて一定の根拠を持っていた保護者概念に、いわば寄りかかる形で、保護者や後見人に選任されていない親について、保護者に準ずる立場にある者として、監督者の責任が検討されてきたといえる。しかし、保護者の自傷他害防止義務の廃止後は、民法 714 条の沿革に立ち戻り、家族の統率者として、被告となっている親の監督者責任を問うことが述べられている。

そして、これらの判決から、その家族の統率者たる地位にある者(これらの判決では親)が、法定監督義務者に準ずる者とされるのは、精神障害者が他人に害を与える危険性があり、保護監督する具体的必要性があり、かつ、その必要性を認識し得たことが必要であるということが、共通して要件とされており、以前の時期の判決より、「保護監督する具体的必要性」が付け加わり、より厳格化されていることが読み取れる。

また、⑧判決では、この要件の認定にあたり、法定監督義務者に準ずる者の該当性の判断では、A には、突発的に他人に暴力を加えるなどの不規則行為を行う危険があったといえることはできるが、それは常時暴力

的というものではなく、機嫌が良いと思っても突然不穏となるというものであるから、差し迫った危険はなく、法定監督義務者に準ずる者に当たらないとした。その一方で、民法709条の適用も判断しており、ここでは、Aに、本件施設に入所後に、多数回にわたって暴力行為や不規則行為があり、本件事故の発生は予見可能であったと述べている。

しかし、上記の民法709条の判断での認定に基づけば、むしろ、法定監督義務者に準ずる責任を認める要件となる、Aの行動に差し迫った危険が存在するといえよう。そのうえで、判決でも述べられているように、施設の職員引渡し後は、YらがAを監督することは事実上不可能であるといった事情等を主張して、民法714条の免責や、民法709条の過失がなかったと主張すべきと考えられる。<sup>20</sup>

#### 4 JR 東海事件

本件は、旅客鉄道事業を営むXが、認知症に罹患した、事故当時91歳のAが、Xの駅構内の線路に立ち入り、列車に衝突して死亡した事故により、列車が遅延するなどして損害を被ったとして、その賠償を、第一審では、Aの妻Y1、Aの長男のY2、その他のAの子供Y3～Y5に対し、そして、控訴審以降は、Y1及びY2に、民法709条又は714条に基づき、連帯してその賠償をなすことを求めたものである。

AとY1は、昭和20年に婚姻し、以後同居していた。両者の間には4人の子がいるが、このうち、長男であるY2及びその妻であるBは、昭和57年にAの自宅から横浜市に転居し、他の子らもいずれも独立していた。A宅は、JR駅前に位置し、自宅部分と事務所部分から成り、自宅玄関と事務所出入口を備えていた。

平成12年12月頃から、Aに認知症がうかがわれるようになり、平成14年3月頃、Y1、Y2、B及びY3は、今後のAの介護をどうするかを話し合い、Bが単身で横浜市からA宅の近隣に転居し、Y1によるAの介護を補助することを決めた。その後、Bは、A宅に毎日通ってAの介護をするようになり、A宅に宿泊することもあった。Y2は、横浜市に居住していたが、本件事故直前の時期には1箇月に3回程度週末にA宅を訪ね、また、BからAの状況について頻繁に報告を受けていた。

平成14年7月、Aの要介護認定の申請がなされ、Aは、同年8月、要介護状態区分のうち要介護1の認定を受け、同年11月、同区分が要介護2に変更された。Aが平成14年10月にはアルツハイマー型認知症に罹患していたと診断され、福祉施設にも通うようになり、その頻度は、本件事故当時は週6回になっていた。その後、病状が進行し、平成19年2月には、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする状態で、場所の理解もできない状況から、要介護4の認定を受けた。そこで、Y1、Y2、B及びY3は、今後のAの介護について話し合い、特別養護老人ホームへの入所も検討したが、介護の専門家であるY3が「特別養護老人ホームに入所させるとAの混乱は更に悪化する。Aは家族の見守りがあれば自宅で過ごす能力を十分に保持している。特別養護老人ホームは入居希望者が非常に多いため入居までに少なくとも2、3年はかかる。」旨の意見を述べたこともあって、Aを引き続きA宅で介護することに決めた。

その一方、Y1は、平成18年1月頃までに、左右下肢に麻痺拘縮があり、起き上がり・歩行・立ち上がりはつかまれば可能であるなどの調査結果に基づき、要介護1の認定を受けた。

平成17年8月、平成18年12月と、Aが徘徊し、保護されることがあった後、Y2は、Y1が就寝中でもAが自宅玄関に近づいたことが分かるように、自宅玄関付近にセンサー付きチャイムを設置した。また、Y1、Y2、及びBは、Aが外出できないように門扉に施錠をしたこともあったが、Aがいらだって門扉を激しく揺するなどして危険であったため、取り止めた。A宅の事務所出入口については、夜間は施錠されシャッターが下ろされていたが、日中は開放されており、以前から事務所出入口にセンサー付きチャイムが取り付けられていたものの、本件事故当日までその電源は切られたままであった。

事故当日の平成19年12月7日の午後4時30分頃、Aは、通っていた福祉施設の送迎車で帰宅し、その後、B及びY1と一緒に過ごしていたが、Bが玄関で片付けをし、AとY1が事務所部分に2人きりになっていたところ、Y1がまどろんで目を閉じている隙に、Aは、事務所部分から1人で外出した。Aは、自宅最寄りの駅から列車に乗り、北隣の駅で降り、ホーム先端のフェンス扉を開けてホーム下に下り、Xが運行

する列車に衝突し、死亡した。

#### 4.1 地裁判決<sup>21</sup>

Y2について、事実上の監督者として、民法714条に基づく責任を認め、その他の被告については、これに該当せず、同条の責任を負わないとした。

すなわち、「Aの重要な財産の処分や方針の決定等をする地位・立場は、認知症発症後はY2に事実上引き継がれたものと認められ、家族会議において、Y2が、Aの介護方針や介護体制を決定し、Bを転居させてAの介護に毎日従事させるとともに、Aの状況について頻繁に報告を受け、週末にはA宅を訪れるなどしていたことも、Y2がそのような地位・立場を引き継いだことの一環として理解することができる。以上から、本件事故当時の被告Y2は、社会通念上、民法714条1項の法定監督義務者や同条2項の代理監督者と同視し得るAの事実上の監督者であったと認める」ことができるとする。しかし、その他の被告については、このような事実上の監督者に当たらないとした。

そして、Y2の監督義務の履行について、まず、監督上の過失の前提となる予見可能性に関し、「諸般の事情を考慮して、他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす危険を具体的に予見することが可能であれば足り、線路内に立ち入って電車にひかれるという具体的な本件事故の態様そのものについて予見することができなかつたとしても、直ちに責任を免れることにはならない」とする。

「Y2としては、本件各徘徊後に玄関センサーを設置したとしても、その他は単にB及びY1にAの様子を見守らせておくというだけでは、常に目を離すことができない状態とされているAがB及びY1の目を離れた間に自宅から外出して徘徊し、その結果、A自身の生命や身体の危険はもとより、Aが本件事故のように線路内に侵入したり、他人の敷地内に侵入したり、公道上に飛び出して交通事故を惹起したりなどして、他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす危険性を具体的に予見することは可能であった」としたうえ、「Aが日常的に出入りしていた事務所出入口に設置されていた事務所センサーは、Aが福祉施設から帰宅してから施錠がされるまでの時間帯においても電源が切られたままになっていて、Aが独りで外出して徘徊することを防止するための適切な措置が

講じられていなかった。さらに、なおも在宅介護を続けるのであれば、Y2は、A宅の近くに住み、介護保険福祉士として登録されていたY3にA宅を訪問する頻度を増やしたり、民間のホームヘルパーを依頼するなど、Aを在宅介護していく上で支障がないような対策を具体的にすることも考えられたのに、そのような措置も何ら講じられておらず、以上から、Y2に、民法714条2項の準用により、本件事故による原告の損害を賠償する責任があるとした。

そして、Y1については、上記のように事実上の監督者とはいえないが、以下のように、民法709条の責任を認めた。

「上記介護体制は、Y1が一定の範囲でAの介護を行うことを期待して取り決められたものである上、Y1自身も、自己に期待されているところを認識し、実際にBの妻とともにAの介護を行うことによって、自己に期待されている役割を引き受けることをY2らに示していたといえることができる。」

また、Y1は、過失が認められるためには本件事故の結果発生を具体的に予見することができたことが必要であると主張したが、Y2の過失と同様、他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす危険を具体的に予見できればよいとされ、「Aは本件事故以前に二度にわたり独りで外出して行方不明になり、警察に保護されるなどしていたこと、本件事故当時、事務所出入口に設置されていた事務所センサーは電源が切られており、AはY1やBに声をかけることなく事務所出入口から外に出るなどしていたこと、Bは家事などのためにAのいる部屋から離れることがあり、そのようなときにAが外出したがることもあったことなどからすれば、Y1においては、日中の本件事務所などの外部に開放されている場所にAと二人だけにいるときに自分がAから目を離せば、Aが独りで外出して徘徊し、本件事故のように線路内に侵入したり、他人の敷地内に侵入したり、公道上に飛び出して交通事故を惹起したりなどして、第三者の権利を侵害する可能性があることを予見し得たといえ」、Y1には、Aから目を離さずに見守ることを怠った過失があり、民法709条により責任があるとされた。

#### 4.2 高裁判決<sup>22</sup>

原審で責任が認められたY1及びY2に対してのみ控訴が行われた。

判決は、まず、民法709条、714条の制度趣旨を述べたうえ、監督義務者の過失と、その前提となる予見可能性について、以下のように述べる。

「民法714条による責任無能力者の監督義務者等の損害賠償責任は、監督義務者等が監督義務を怠ったとの監督上の過失を理由とするものであるから、監督義務者等に責任無能力者の加害行為そのものに対する故意又は過失があることを必要とせず、責任無能力者に対する一般的な監督義務違反があることをもって足りるのであり、したがって、監督義務者等において、責任無能力者の現に行った加害行為に対する具体的な予見可能性があるとはいえない場合でも、それが責任無能力者に対する監督義務を怠ったことにより生じたものである限りは、損害賠償責任を免れない。そして、監督義務者等の責任無能力者に対する監督義務は、原則として責任無能力者の生活全般に及ぶべきものであるので、監督期間において責任無能力者に加害行為があった場合には、監督義務者等の監督上の過失が事実上推定されることになるものというべきである。」

民法709条に関しては、「責任無能力者が加害行為をした場合において、法律上又は条理上責任無能力者に対して監督義務を負う者が、責任無能力者の当該加害行為に対する予見可能性があり、相当な監督をすることによって当該加害行為の発生を防止することができたもの（結果回避可能性の存在）であるのに、これを怠ったため上記加害行為を防止できなかつたものと認められるときには、上記の監督義務を負う者は、同条に基づき、当該加害行為の被害者に対して損害賠償責任を負う」と述べる。

そして、「民法714条による監督義務者等にあつては、その監督する責任無能力者の加害行為について上記の予見可能性と結果回避可能性の存在が肯定される場合には、過失責任主義の原理に依拠する同法709条によっても、当該加害行為の被害者に対して損害賠償責任を負うことになる」とする。

民法714条の責任について、同条1項にいう監督義務者としては、一般に、未成年者である責任無能力者に対する親権者、精神上の障害による責任無能力者に対する成年後見人又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律20条に基づく保護者が挙げられると述べたうえ、本件事故

当時、Aは精神保健福祉法5条の精神障害者に該当し、Y1は、同法20条1項、2項2号により、Aの配偶者として保護者の地位にあったとした。

そのうえで、「夫婦は、婚姻関係上の法的義務として、同居し、互いに協力し、扶助する義務を負う（民法752条）ところ、・・・婚姻中において配偶者の一方が老齢、疾病又は精神疾患により自立した生活を送ることができなくなったり、徘徊等により自傷又は他害のおそれを来すようになったりした場合には、他方配偶者は、上記協力扶助義務の一環として、その配偶者の生活について、それが自らの生活の一部であるかのように、見守りや介護等を行う身上監護の義務」があり、そして、精神保健福祉法上の保護者については、「平成11年の同法改正によって、従前存在していた保護者の自傷他害防止義務は削除されたが、保護者には、依然として、精神障害者に治療を受けさせ、及び精神障害者の財産上の利益を保護しなければならない（同法22条1項）、精神障害者の診断が正しく行われるよう医師に協力し（同条2項）、また、精神障害者に医療を受けさせるに当たっては、医師の指示に従わなければならない（同条3項）との義務があるものとされているところ、同法は、精神障害者に後見人又は保佐人がない場合には、配偶者が保護者となる旨定めている（同法20条2項）。このような同法の定めは、医師と連携を取って精神障害者への適切な医療を確保しつつ、その財産上の利益を保護することとされる保護者の義務が、精神障害者の配偶者が、夫婦間の協力扶助義務の一環として、精神障害者の生活全般に対して配慮し、介護し監督する義務を履行することにより、履行される関係にあるとの趣旨によるものと解される」。そうすると、「配偶者の一方が精神障害により精神保健福祉法上の精神障害者となった場合の他方配偶者は、同法上の保護者制度の趣旨に照らしても、現に同居して生活している場合においては、夫婦としての協力扶助義務の履行が法的に期待できないとする特段の事情のない限りは、配偶者の同居義務及び協力扶助義務に基づき、精神障害者となった配偶者に対する監督義務を負うのであって、民法714条1項の監督義務者に該当するものというべき」であり、「以上のように解することは、民法714条1項の監督義務者の損害賠償責任が、家族共同体における家長の責任に由来するという沿革に齟齬するものではなく、かえって、配偶者は他方配偶者の相続財産に対して2分の1の

法定相続分を有するものとされていること（民法900条1号）と相まって、上記沿革に沿い、責任無能力者の加害行為によって生じた損害の被害者を救済する制度としての同法714条の趣旨にも合致する」と述べる。

したがって、Aの配偶者であるY1は、重度の認知症を患って自立した生活を送ることができなくなったAに対する監督義務者の地位にあったものであり、Y1は、要介護1の認定を受けたものの、Y2、Bの補助や援助を受けながら、Aの妻として生活全般に配慮し、介護するなどしていたことが認められるから、Y1に、未だ、夫婦としての協力扶助義務の履行が法的に期待できないとする特段の事情があるということとはできないとする。

そして、Y1は、Aの介護について、Bらの補助を受けながら、Aの意思を尊重し、その心身の状態及び生活状況に配慮した体制を構築していたものということとはできるものの、Aが日常的に出入りしていた本件事務所出入口に設置されていた事務所センサーを作動させるという容易な措置を採らず、電源を切ったままにしていたのであるから、Aの監督義務者としての、一人で外出して徘徊する可能性のあるAに対する一般的監督として、なお十分でなかった点があるといわざるを得ない。したがって、Y1は、監督義務者として監督義務を怠らなかつたといえることができず、民法714条に基づく損害賠償責任を負うとした。

Y2については、「本件事故当時、Aの長男としてAに対して民法877条1項に基づく直系血族間の扶養義務を負っていたものの、この場合の扶養義務は、夫婦間の同居義務及び協力扶助義務がいわゆる生活保持義務であるのとは異なって、経済的な扶養を中心とした扶助の義務であって、当然に、Y2に対して、Aと同居してその扶養をする義務（いわゆる引取り扶養義務）を意味するものではなく」、「Aは精神保健福祉法上の精神障害者に該当する状態にあったが、Y2はAの扶養義務者にすぎないので、精神保健福祉法20条2項により、家庭裁判所の選任行為を待って初めてAの保護者となる（同項4号）ところ、Aの保護者に選任する裁判がなされたことはなく、Y2はAの保護者の地位にもなかつた」。「そうすると、Y2について、Aの生活全般に対して配慮し、その身上に対して監護すべき法的な義務を負っていたものと認めることはできないから、Y2が本件事故当時、Aの監護義務者であったということとは

できない」とされた。

そして、民法 709 条の適用については、本件事故の発生に対する具体的な予見可能性が認められる必要があるとする。

A は、認知症を患った後においても、鉄道の線路に入り込んだり、無断で他人の土地や建物に入り込んだことがなく、平成 18 年 12 月の徘徊後において、外出時に、電車に乗ろうとしたり、自宅最寄駅方向に行こうとしたこともなかったのであるから、Y らが、A について、Y1 及び B の知らないうちに一人で外出して徘徊した場合に、鉄道の線路内に入り込むような行動をすることを具体的に予見することは困難であったとして、民法 709 条に基づく損害賠償責任を認めることはできないとした。

#### 4.3 地裁判決・高裁判決の検討

本件は、保護者が監督義務者に該当する根拠と考えられてきた、精神保健福祉法の自傷他害防止義務が、平成 11 年改正により廃止された後に起きたものであり、これに関する解釈の対応が、地裁と高裁で異なる。

地裁判決では、民法 714 条による責任の検討において、高裁判決とは異なり、Y1 が保護者であることには触れていない。そして、認知症の A に対する介護や財産管理を主体的に行ってきたという事実面を理由として、社会通念上、民法 714 条 1 項の法定監督義務者や同条 2 項の代理監督者と同視し得る A の事実上の監督者であったとして、Y2 の責任を認め、その他の者については、その該当性を否定した。

これに対し、高裁判決では、Y1 について民法 714 条 1 項の法定監督義務者と認めるにあたり、精神保健福祉法の保護者であることを直接の理由とはしていないものの、自傷他害防止義務が廃止されてもなお精神保健福祉法の規定されている保護者の諸義務の趣旨を、民法上の夫婦間の同居協力扶助義務に及ぼすことにより、精神障害者となった者と同居する配偶者には、履行しえない特段の事情が限り、監督義務があるとした。

民法 714 条の責任を認めるにあたり、法により法定監督義務者が明らかにされ、それに該当する者が責任を負うということが、本条の基本の形であり、かつ、責任負担者が明確となり、一般的には望ましく、高裁判決は、これにできる限り対応するものといえよう。しかし、同居協力扶助義務は、夫婦間の円満関係を維持するための義務とされ、<sup>23</sup> さらに、

判決のいう「生活扶助義務」の趣旨を考慮し、精神障害者を、その生活全般において保護する義務を認めるとしても、この義務をもとに、他害防止の監督義務を認めることは困難であろう。<sup>24</sup> また、子の保護に関する義務しか定められていない親権者が、法定監督義務者と認められているのは、第三者の保護を通じて、本人の保護が実現されるからであり、その場合には、本人の保護義務の一環として、第三者への加害防止義務が含まれるとし、これは、精神障害者の配偶者にも該当するとの主張もなされている。<sup>25</sup> しかし、監護・教育の権利・義務（民法820条）を持ち、未成年者の生活全般に責任を負う親権者とは事情が異なり、さらに、平成11年に、過重な義務負担を考慮し、精神保健福祉法が保護者の自傷他害防止義務を削除し、民法が配偶者法定後見人制度を廃止した趣旨からすれば、精神障害者の配偶者に、他害防止義務を認め、法定監督義務者とすることはできないと考える。<sup>26</sup>

つぎに、両判決とも、民法709条の適用に関しても問題としているが、民法714条を含め、過失の判断に差異が見られる。

地裁判決では、民法714条のY2の監督上の過失の前提となる予見可能性について、「諸般の事情を考慮して、他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす危険を具体的に予見することが可能であれば足り、線路内に立ち入って電車にひかれるという具体的な本件事故の態様そのものについて予見することができなかったことを要しない」とし、それが、民法714条の責任が否定されたY1について、民法709条を検討する際に引き継がれている。この結果、民法709条の過失は、民法714条の監督上の過失と同内容となっている。これに対し、高裁判決では、民法714条で問われるのは、責任無能力者の生活全般に及ぶ過失であり、責任無能力者がなした具体的な加害行為との関係では間接的過失にすぎず、現に行った加害行為に対する具体的な予見可能性は不要とし、これに対し、民法709条による場合は、監督義務者等に責任無能力者の加害行為そのものに対する故意又は過失があること（直接的過失）が必要であり、それは、責任無能力者の当該加害行為に対する予見可能性を前提とし、両条の過失について区別している。

#### 4.4 最高裁判決<sup>27</sup>

「民法714条1項の規定は、責任無能力者が他人に損害を加えた場合

にはその責任無能力者を監督する法定の義務を負う者が損害賠償責任を負うべきものとしているところ、このうち精神上の障害による責任無能力者について監督義務が法定されていたものとしては、平成11年改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律22条1項により精神障害者に対する自傷他害防止監督義務が定められていた保護者や、平成11年改正前の民法858条1項により禁治産者に対する療養看護義務が定められていた後見人が挙げられる。しかし、保護者の精神障害者に対する自傷他害防止監督義務は、上記平成11年（改正）により廃止された（なお、保護者制度そのものが平成25年（改正）により廃止された。）。また、後見人の禁治産者に対する療養看護義務は、上記平成11年改正後の民法858条において成年後見人がその事務を行うに当たっては成年被後見人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない旨のいわゆる身上配慮義務に改められた。この身上配慮義務は、成年後見人の権限等に照らすと、成年後見人が契約等の法律行為を行う際に成年被後見人の身上について配慮すべきことを求めるものであって、成年後見人に対し事実行為として成年被後見人の現実の介護を行うことや成年被後見人の行動を監督することを求めるものと解することはできない。そうすると、平成19年当時において、保護者や成年後見人であることだけでは直ちに法定の監督義務者に該当するということとはできない。」

「民法752条は、夫婦の同居、協力及び扶助の義務について規定しているが、これらは夫婦間において相互に相手方に対して負う義務であって、第三者との関係で夫婦の一方に何らかの作為義務を課するものではなく、しかも、同居の義務についてはその性質上履行を強制することができないものであり、協力の義務についてはそれ自体抽象的なものである。また、扶助の義務はこれを相手方の生活を自分自身の生活として保障する義務であると解したとしても、そのことから直ちに第三者との関係で相手方を監督する義務を基礎付けることはできない。そうすると、同条の規定をもって同法714条1項にいう責任無能力者を監督する義務を定めたものということとはできず、他に夫婦の一方が相手方の法定の監督義務者であるとする実定法上の根拠は見当たらない。」したがって、「精神障害者と同居する配偶者であるからといって、その者が民法714条1項にいう「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」に当たるとす

ることはできないというべきである。」

以上により、「Aの妻であるY1は、本件事故当時Aの保護者でもあったが(平成25年改正前の精神保健福祉法20条)、Aを「監督する法定の義務を負う者」に該当せず、Aの長男であるY2について、Aを「監督する法定の義務を負う者」に当たるとする法令上の根拠はない。」

しかし、「法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法714条に基づく損害賠償責任を問うことができるとするのが相当であり、このような者については、法定の監督義務者に準ずべき者として、同条1項が類推適用されると解すべきである(最高裁昭和58年2月24日第一小法廷判決参照)。その上で、ある者が、精神障害者に関し、このような法定の監督義務者に準ずべき者に当たるか否かは、その者自身の生活状況や心身の状況などととともに、精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである。」

以上から、本件については、Y1に関しては、Aと長年と同居していた妻であり、Y2、B及びY3の了解を得てAの介護に当たっていたものの、本件事故当時85歳で左右下肢に麻痺拘縮があり要介護1の認定を受けており、Aの介護もBの補助を受けて行っていたことから、そして、Y2については、Aの長男であり、Aの介護に関する話合いに加わり、妻BがA宅の近隣に住んでA宅に通いながらY1によるAの介護を補助していたものの、Y2自身は、横浜市に居住し、本件事故まで20

年以上もAと同居しておらず、本件事故直前の時期においても1箇月に3回程度週末にA宅を訪ねていたにすぎないことを挙げ、両者とも、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが現実的に可能な状況にあったということとはできず、その監督義務を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえ、Aの法定の監督義務者に準ずべき者に該当しないと、その責任を否定した。

#### 4.5 最高裁判決の検討

##### 4.5.1 法定監督義務者について

従来、精神上の障害による責任無能力者に対する法定監督義務者として、後見人、精神保健福祉法律20条に基づく保護者が挙げられてきた。

しかし、これらの者に法定の監督義務を認める根拠とされてきた規定は、ともに、平成11年に法改正の対象となった。すなわち、後見人の禁治産者に対する療養看護義務は、平成11年の成年後見制度に関する民法改正により、成年後見人の成年被後見人に対する身上配慮義務に改められ、事実行為としての成年被後見人への介護や監督は含まないとされ、そして、精神保健福祉法の保護者の精神障害者に対する自傷他害防止義務が廃止された。本件では、このような状況の下、最高裁は、保護者や成年後見人であることだけでは直ちに法定の監督義務者に該当するということとはできないことを示した。

このような判断の結果、精神障害者について、法定監督義務者が存在しないこととなる。これを回避するため、原審では、精神保健福祉法の趣旨を考慮しつつ、夫婦間の同居協力扶助義務を根拠として、精神障害者の配偶者について、法定の監督義務を認めたとと思われる。これについては、原審判決の際に出された学説からの批判と同様の理由をもって、否定された。

##### 4.5.2 準法定監督義務者について

本件では、上記の結果、法定監督義務者が存在しないこととなるため、その場合に従来の判決でみられた、法定監督義務者に準ずる者としての責任の検討が行われた。

本稿3で見たように、下級審判決であるが、昭和58年の最高裁判決以前では、「保護義務者に準ずる者」と述べつつ、扶養、同居といったことに重きを置く事実上の監督者として、その責任を認め、そして、平

成11年の精神保健福祉法の保護者の自傷他害防止義務の廃止後は、おおよそではあるが、家族の統率者たる地位にある者が、精神障害者が他人に害を与える危険性があることにより、保護監督する具体的必要性が存在し、かつ、その必要性を認識し得た場合に法定監督義務者に準ずる者として責任を負うとしてきたといえる。

これに対して、最高裁判決では、「衡平の見地」から、法定の監督義務を負う者に準じて民法714条1項類推適用により損害賠償責任を負うには、「責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる」必要があるとする。ここでは、この責任を負う根拠は、「監督義務の引受け」であり、それを認める事情の例として、事実上の監督を超えることが挙げられている。そして、法定監督義務者に準ずべき者に当たるかの判断については、「監督者とされる者の生活状況や心身の状況」、「精神障害者との関わりの実情（精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無、その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況など）」、「精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている監護や介護の実態」など、考慮要素を例示しているものの、精神障害者とその監督者とされる者双方についての幅広い「諸般の事情を総合考慮して」、「その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど」、「その者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか」に拠るとした。

しかし、この基準は抽象的であり、どのような者が具体的に該当するかは明らかではなく、基準の運用次第では、該当者が拡大する可能性もあるとの指摘も存在する。<sup>28</sup>これに関し、本判決では、Y1の年齢、要介護1認定を受けていること、そして、Y1、Y2の介護への関与からは、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが現実的に可能な状況にあったということはできず、その監督義務を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえないとして、両者とも、法定監督義務者に準ずべき者に該当しないとし、少なくとも、本判決で

は決して緩やかに判断されているとはいえない。

さらに、上記のような、精神障害者と、その監督者とされる者との諸事情を考慮することは、民法 709 条の過失の判断と重なるのではないかと指摘が存在する。

以上の本判決の評価を含め、次項で、精神障害者の近親者の責任の枠組みについて考察したい。

## 5 精神障害者の近親者の責任枠組みと今後の課題

最高裁は、成年後見人、精神保健福祉法の保護者であるというだけでは、法定監督義務者とは認められないとし、平成 26 年の改正により、保護者制度自体、廃止された。そして、本判決で、大谷裁判官は、成年後見人が、監督義務者に該当しないことになると、実定法上の法定の監督義務者が想定されない意味の乏しい規定となるとして、成年後見人を法定監督義務者とする解釈を主張されたが、従来解釈からすると、やはり採用しがたいといえる。したがって、現時点では、窪田教授が指摘されるように、精神障害者が責任無能力である場合に、その責任を担う法定監督義務者は存在せず、法改正により、「法の欠缺」ともいふべき状況にあり<sup>29</sup>、民法 714 条の本来的な適用は機能していないといえる。

また、先に検討したように、責任能力のない精神障害者に、禁治産者としての後見人、精神保健福祉法の保護者（精神保健法平成 5 年改正以前の保護義務者）がない場合に、「保護者、後見人に準ずる者」として事実上の監督者とされる者に、民法 714 条の責任が認められてきた。その理由として、選任手続をとった者が民法 714 条により重い責任を負うこととなり不公平であることが挙げられていたが、しかし、これに対し、選任手続をとることは義務ではなく、さらに、そのような職に就いている者が持つ権限を行使しえないという批判も存在した。この趣旨を考慮するならば、法定監督義務者でない者が責任を負うとしても、法定監督義務者に相応する一般的・包括的な監督義務を認めるべきではないと考えられる。

とはいえ、本件最高裁判決では、法定監督義務者に該当しない者であっても、監督義務の引受けを根拠として、さらに、監督可能性も考慮

して、法定監督義務者に準じた責任を認めるとした。従来、法定監督義務者の地位、あるいは、事実上監督しているという事実の主として抛る事実上の監督者の地位に基づき監督義務が設定されてきたのに対し、本判決は、客観的事情により判断するとされているが、引き受ける者の意思に基づき、監督義務を認める。<sup>30</sup> このように解することは、「介護に関与した者ほど責任を負いやすくなる」という事態を回避する可能性を持つと思われる。

そして、本件最高裁判決は、地裁判決、高裁判決のように、監督義務者に準ずる者に該当しなかった場合、民法709条の適用を検討していない。さらに「民法714条に基づく損害賠償請求は理由がなく、民法709条に基づく損害賠償請求も理由がないことになる」とも述べている。<sup>31</sup> 前述の従来の考え方によれば、監督義務者としての地位により監督義務が認められることから、民法714条の（事実上のものも含め）監督者に該当しなければ、単なる関与者として、作為義務が必要となるが、民法709条の適用を検討することになる。しかし、本判決のように、監督義務の引受けと構成するのであれば、そのなかには、一般的な監督に関する民法714条の監督義務も、具体的な事件に対する民法709条の注意義務に係わるものも総体的に含まれていると考えられる。<sup>32</sup> このように解すると、最高裁が「民法714条に基づく請求に理由がなければ、民法709条に基づく請求も理由がない」と述べたことと整合するように思われる。

本件最高裁判決では、法定監督義務者に準ずる者に該当するかについての判断は、民法714条1項類推適用の問題とすることから、その立証責任は被害者側が負い、その示されている判断要素は、過失におけるものと重なる。そうであるならば、「引き受けた義務」に基づく責任の判断の場は、精神障害者について法定監督義務者に該当する者が欠如する民法714条ではなく、民法709条が望ましいと考える。そして、それは、各人の立場で可能な監護・介護を担い、それに関して責任を負うということにも適合するといえよう。

以上、現行法の解釈の枠内で、責任能力のない精神障害者の事件における近親者の責任を検討してきたが、精神障害者とその監督者とされる者双方についての「諸般の事情を総合考慮して」責任を決していくこと

は避けられない。このため、責任主体が不明確となり、これより、潜在的加害者が保険に入るというインセンティブが働かなくなる。<sup>33</sup>さらに、最高裁の示した要件は抽象的で、その適用の拡大の懸念がないとはいえないが、本件では、その責任が否定され、被害者に賠償が認められなかった。平成11年の民法と精神保健福祉法の改正、そして、それを受けた本件最高裁判決により、近親者の責任は以前より軽減されたといえる。今後は、精神障害による責任無能力者の場合に法定監督義務者が欠如することとなった民法714条への対応とともに、被害者の救済を考慮した法制度を検討すべきと考える。

<sup>1</sup> 法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会 民法議事速記録 五』331頁以下(商事法務研究会1983年)。

<sup>2</sup> 前掲335頁。

<sup>3</sup> 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』159頁(日本評論社1937年)、加藤一郎『不法行為[増補版]』161頁(有斐閣1974年)、四宮和夫『不法行為(事務管理・不当利得・不法行為 中巻・下巻)』678頁(青林書院1985年)、潮見佳男『不法行為I[第2版]』419頁以下(信山社2009年)、吉村良一『不法行為法[第5版]』208頁(有斐閣2017年)、前田陽一『債権各論II不法行為法第3版』158頁(弘文堂2017年)。

<sup>4</sup> 精神障害者について、その後見人又は保佐人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護者となるが(精神保健福祉法20条1項本文)、保護者が数人ある場合は、その義務を行うべき順位は、①後見人又は保佐人、②配偶者、③親権を行う者、④②及び③の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者とされ(同条2項本文)、これらの保護者がいないとき又はこれらの保護者がその義務を行うことができないときは、その精神障害者の居住地を管轄する市町村長(特別区の長を含む)、居住地がないか又は明らかでないときは、その精神障害者の現住所を管轄する市町村長が保護者となる(同法21条)とされていた。

<sup>5</sup> 前掲・吉村208頁、前掲・前田158頁。これに対し、潮見教授は、平成11年の改正により、保護者に関しては、直ちに民法714条の責任主体となることを帰結しえないとするが、成年後見人については、療養看護義務におけるものと同様の理解が維持されると述べる(前掲・潮見420頁以下)。

<sup>6</sup> 前掲・我妻160頁、前掲・四宮678頁以下、前掲・潮見424頁、前掲・吉村210頁以下。これに対し、前掲・加藤161頁、前掲・前田159条では、教員等の個人は代理監督者として責任を負い、学校等は民法715条による責任を負うとしている。

<sup>7</sup> 前掲・我妻160頁。この他、一家の家長の例に続いて、「事務管理者」を挙げている。これについて、特に例示はないが、加藤説で出されている、孤児を預かり育てている者に該当し、代理監督者のカテゴリーに入れていると解される。

<sup>8</sup> 前掲・加藤162頁。

- <sup>9</sup> 前掲・四宮 679 頁。
- <sup>10</sup> 下級裁判所民事判例集 23 卷 9 号～12 号 551 頁。
- <sup>11</sup> 判例時報 1061 号 85 頁。
- <sup>12</sup> 判例時報 1076 号 58 頁。
- <sup>13</sup> 判例時報 1242 号 63 頁。
- <sup>14</sup> 判例時報 1674 号 106 頁。
- <sup>15</sup> 辻伸行「精神障害者による殺傷事故および自殺と損害賠償責任 (5)・完」判例評論 448 号 171 頁以下 (1996 年)。このほか、理論的にも、監督義務者であることが確定してはじめて、予見可能性、義務違反等、過失の有無の問題が生ずるはずであるとも述べている。
- <sup>16</sup> 吉本俊雄「保護義務者の精神障害者に対する監督責任」判例タイムズ 599 号 9 頁 (1986 年)、飯塚和之「精神障害者の加害行為に対する監督義務者の責任に関する一考察—監督義務者概念を中心に—」『現代財産権論の課題』161 頁以下 (敬文堂 1988 年)。
- <sup>17</sup> 判例タイムズ 1241 号 133 頁。
- <sup>18</sup> 判例時報 2109 号 93 頁。
- <sup>19</sup> 判例時報 2270 号 87 頁。
- <sup>20</sup> 升田純「現代型取引をめぐる裁判例 (435)」判例時報 2379 号 142 頁以下 (2018 年) 参照。
- <sup>21</sup> 名古屋地裁平成 25 年 8 月 9 日判決 判例時報 2202 号 68 頁。ちなみに、Y4 は最初の家族会議時には関東に、事故時にはミュンヘンにあり、Y5 は 5 歳の時に養父母と養子縁組をし、A らとは同居しておらず、A の介護の相談にも関わっていなかった。
- <sup>22</sup> 名古屋高裁平成 26 年 4 月 24 日判決 判例時報 2223 号 25 頁。
- <sup>23</sup> 犬伏由子 私法判例リマークス no.50 37 頁 (2015 年)
- <sup>24</sup> 前田陽一「認知高齢者による鉄道事故と近親者の責任 (JR 東海事件)」論集ジュリスト 16 号 23 頁 (2016 年)。
- <sup>25</sup> 米村滋人 判例評論 677 号 120 頁 (2015 年)。
- <sup>26</sup> 前田・注 (24) 23 頁以下。
- <sup>27</sup> 最高裁平成 28 年 3 月 1 日三小法廷判決 民集 70 卷 3 号 681 頁 判例時報 2299 号 32 頁。
- <sup>28</sup> 米村滋人「責任能力のない精神障害者の事故に関する近親者等の損

害賠償責任(平成28.3.1最高三小判)』法学教室429号55頁以下(2016年)。

<sup>29</sup> 窪田充見「最判平成28年3月1日—JR東海事件上告審判決が投げかけるわが国の制度の問題」ジュリスト1491号65頁以下(2016年)。

<sup>30</sup> 青野博之 新・判例解説 Watch vol. 19 65頁(2016年)。

<sup>31</sup> 判例時報2299号39頁。

<sup>32</sup> 前掲・青野66頁では、「過失の前提となる監督義務者の『結果回避義務』の内容を包括的な監督義務に拡張する」ことが述べられている。

<sup>33</sup> 窪田・前掲67頁以下、大塚直 民事判例14—2016年後期105頁(2017年)。